

## 基準緩和型通所サービス（サービスA）の指定基準及び単価

## 1 緩和する基準

人員、設備、運営基準のうち、人員基準及び面積要件を緩和する。

## 2 人員基準

- (1) 管理者は、1人以上を配置すること。ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事できるものとする。
- (2) 従事者は、利用者15人まで専従1人以上を配置すること。利用者15人を超える場合は、利用者1人につき専従0.1人以上を配置すること。

## 3 面積要件

利用定員1人につき2.7㎡以上とする。

種別		現行相当		緩和基準型	
人員基準	管理者	常勤・専従1人以上		常勤1人以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可)	
	生活相談員	専従1人以上			
	看護職員	専従1人以上			
	介護職員	～15人 専従1人以上		～15人 専従1人以上	
		15人～ 利用者1人につき専従0.2人以上		15人～ 利用者1人につき専従 <b>0.1人以上</b>	
機能訓練指導員	1人以上				
設備基準	①食堂・機能訓練室	3㎡×利用定員以上	①サービス提供に必要な場所	2.7㎡×利用定員以上	
	②静養室・相談室・事務室				
	③消火設備その他の非常災害に必要な設備		②消火設備その他の非常災害に必要な設備		
	④必要なその他の設備・備品		③必要なその他の設備備品		
運営基準	①個別サービス計画の作成		①個別サービス計画の作成		
	②運営規程等の説明・同意		②運営規程等の説明・同意		
	③提供拒否の禁止		③提供拒否の禁止		
	④従事者の清潔の保持・健康管理		④従事者の清潔の保持・健康管理		
	⑤秘密保持等		⑤秘密保持等		
	⑥事故発生時の対応		⑥事故発生時の対応		
	⑦廃止・休止の届出と便宜の提供		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供		

#### 4 事業内容

- (1) 生活機能の向上のための機能訓練とする。
- (2) サービスの内容及びサービス提供時間は、上記の人員基準及び面積要件の範囲内で、事業者が自由に定めることができる。
- (3) 事業者は、提供したい事業内容等を、別紙「緩和基準型通所サービス事業提案用紙」に記載し、あらかじめ市の審査を得るものとする。

#### 5 事業者の指定

- (1) 事業者が定める事業内容を審査し、基準を満たすものについて市が指定を行う。
- (2) 指定の手続きや申請書類等については、別に定める。

#### 6 報酬単価

- (1) 1 単位当たりの単価は、秦野市の地域区分単価 10.27 円とする。

サービス内容	対 象	回数等	算定単位
緩和型通所サービス費Ⅲ	事業対象者、 要支援 1	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,297 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ	要支援 2	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,297 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 2,659 単位
緩和型通所サービス費Ⅲ回数	事業対象者、 要支援 1	月に 4 回まで	1 回につき 299 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ回数	要支援 2	月に 4 回まで	1 回につき 299 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ回数	事業対象者、 要支援 2	月に 5 回から 8 回まで	1 回につき 306 単位

(2) 送迎サービスを行わない場合の減算は次のとおり。減算単価は、介護予防通所介護費と同様とする。

サービス内容	対 象	回数等	算定単位
緩和型通所サービス費Ⅲ	事業対象者、 要支援 1	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 921 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ	要支援 2	週 1 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 921 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1 月につき 1,907 単位
緩和型通所サービス費Ⅲ回数	事業対象者、 要支援 1	月に 4 回まで	1 回につき 213 単位
緩和型通所サービス費Ⅳ回数	要支援 2	月に 4 回まで	1 回につき 213 単位
緩和型通所サービス費Ⅴ回数	事業対象者、 要支援 2	月に 5 回から 8 回まで	1 回につき 219 単位

## 7 加算

介護職員処遇改善加算 現行の介護予防通所介護と同じ